年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

和歌山厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月4日から60年2月1日まで 私は、昭和58年5月にA社を設立した時、Bを同行して社会保険事務所 (当時)において、同社の厚生年金保険の新規適用手続を行ったことを記憶 しているが、私の厚生年金保険の加入記録が60年2月1日からとなってい るので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

A社の会社設立時の定款及び商業登記簿によると、同社は、昭和58年5月に設立され、申立人が同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和60年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、A社の厚生年金保険の新規適用年月日は、 オンライン記録と同日の昭和60年2月1日と記録されており、同名簿の記録 に不自然なところは見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年2月1日に、申立人を含め6人が同社において被保険者資格を取得しているほか、厚生年金保険の被保険者記号番号払出簿によると、6人のうち2人の厚生年金保険被保険者の記号番号は、同年2月18日に新規に払い出されていることが確認できる。

加えて、A社の代表取締役である申立人は、「申立期間当時の資料は保管していない。A社の厚生年金保険の新規加入の手続に同行したBは、既に死亡している。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月23日から49年7月1日まで

私は、A社(現在は、B社)本店で勤務していたが、入社した当初の昭和48年4月23日から49年7月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、前職のC社における最後の標準報酬月額7万2,000円より低くなっている。A社へは、給与が前職に比べて良いという理由で転職しており、納得できない。申立期間の給与額は、11万円ぐらいだったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、D企業年金基金から提出されたE厚生年金基金加入員台帳及びA社本店に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同加入員台帳及び同被保険者名簿において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない。

また、B社は、「申立人の申立期間当時の職員カード(人事記録)を保管しているが、賃金台帳及び社会保険関係手続書類等は保存期限を過ぎており、保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社本店において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格が有る同僚 48 人に照会したところ、回答が有った 12 人は申立期間の給与明細書を保管していない上、これらの者から申立期間の同社における厚生年金保険料控除の状況について具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年12月まで

② 昭和51年1月から同年12月まで

私は、申立期間①について、A社B支店で、申立期間②について、同社C 支店で、アルバイトとしてD業務に従事した。前職であるE社で、アルバイトとして同様の業務に従事した期間の厚生年金保険被保険者記録が有るのに、A社での被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店において、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、連絡が取れた複数の同僚は、「申立人は、D業務を担当していたが、当時、夜間の大学生であり、正社員よりも短時間の勤務であった。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時のA社B支店の次長は、「当時、D業務は、アルバイトの業務であった。B支店の場合は、アルバイトの採用等の人事関係も全て支店で管理しており、私がその責任者であった。アルバイトは、入れ替わりが頻繁にあり、入社、退社の都度、手続をした記憶も無いので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨回答している。

また、A社は既に破産している上、申立人及び前述の連絡が取れた同僚の供述からは、同社で申立人と同じ業務に従事していた同僚を特定できなかったため、同職種の同僚から、申立期間①における厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、F機関において、申立人に係るA社B支店での厚生年金基金の記録は管理されていない上、申立期間①における同社同支店に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いほか、同社同

支店における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A社C支店において、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、連絡が取れた同僚は、「私がC支店に配属になった時、既に申立人は、同支店で勤務していたが、正社員とは違う雇用形態であった。」旨供述しているほか、複数の同僚が、「申立人と思われる学生アルバイトがD業務を行っていた。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の前任又は後任のアルバイトとして、A社C支店の同僚が記憶している者について、同社同支店に係るオンライン記録を確認したところ、該当する厚生年金保険被保険者は見当たらない。

また、A社C支店の申立期間②当時の事務担当者は、「アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。厚生年金保険に加入していれば、健康保険や雇用保険にも加入しているので、退職時に健康保険被保険者証を回収したり、雇用保険の手続をするが、私は、アルバイトの方から健康保険被保険者証を回収したり、離職票を渡したりした記憶も無い。」旨回答しているところ、同社同支店における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は既に破産している上、申立人は、同社で同じ業務に従事していた同僚の氏名を記憶していないため、同職種の同僚から、申立期間②における厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、F機関において、申立人に係るA社C支店での厚生年金基金の記録は管理されていない上、申立期間②における同社同支店に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。